

### 第3 漏電火災警報器

令第22条及び規則第24条の3の規定によるほか、次によること。

#### 1 契約電流容量の算定

令第22条第1項第7号に規定する契約電流容量は、次によること。

- (1) 契約電流容量の算定は、防火対象物の関係者と電気事業者間でなされた契約電流（契約上使用できる最大容量（アンペア）をいう。）、契約容量（契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいう。）及び契約電力（契約上使用できる最大電力（キロワット）をいう。）とし、契約電流（アンペア契約）はその契約の電流値、契約容量又は契約電力は、標準電圧を100ボルト又は200ボルト、力率を1.0として式1により求めた値とすること。

《式1 契約電流容量の算定式》

$$\text{契約電流(アンペア)} = \frac{\text{契約容量(キロボルトアンペア)又は契約電力(キロワット)} \times 1000}{\text{標準電圧(100ボルト又は200ボルト)} \times \text{力率(1.0)}}$$

注1 電気方式が三相3線式の場合は、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

注2 電気方式が単相3線式の場合は、標準電圧を200ボルトとすること。

- (2) 同一敷地内に防火対象物が2以上ある場合で、契約種別が一である場合は当該防火対象物の契約電流容量を、当該防火対象物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量（キロボルトアンペア又はキロワット）から式2によって求めた値とすること。

《式2 契約電流容量の算定式》

$$\text{契約電流(アンペア)} = \frac{\text{負荷設備総容量(キロボルトアンペア又はキロワット)} \times 1000}{\text{標準電圧(100ボルト又は200ボルト)} \times \text{力率(1.0)}} \times \text{需要係数(0.6)}$$

注1 電気方式が三相3線式の場合は、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

注2 電気方式が単相3線式の場合は、標準電圧を200ボルトとすること。

- (3) 高圧又は特別高圧の変電設備を有する防火対象物の契約電流容量は、低圧側において式2により算出した値とすること。

- (4) 一の防火対象物に、同一契約種別の電力が2以上供給されている場合の契約電流容量は、その合計値とすること。

#### 2 設置場所

令第23条第2項及び規則第24条の3第3項の規定によるほか、次によること。

- (1) 次に掲げる場所以外の場所に設けること。ただし、当該漏電火災警報器に対し、防爆、防食、防湿、防振、静電的遮へい等設置場所に応じた適当な防護措置を施したものは、この限りでない。

- ア 可燃性蒸気、可燃性ガス、可燃性微粉等が滞留するおそれのある場所
  - イ 火薬類を製造し、貯蔵し、又は取扱う場所
  - ウ 腐食性の蒸気及びガスが発生するおそれのある場所
  - エ 湿度の高い場所
  - オ 温度変化の激しい場所
  - カ 振動が激しく、機械的損傷を受けるおそれのある場所
  - キ 大電流回路、高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所
- (2) 受信機は屋内の点検が容易な場所に設けること。ただし、当該設備に雨水等に対する適当な防護措置を施した場合は、屋外の点検の容易な場所に設けることができる。

### 3 設置方法

規則第24条の3の規定によるほか、次によること。

- (1) 高周波による電磁誘導障害を排除するため、次のアからウまでに掲げる措置を講じること。
- ア 誘導防止用コンデンサを、受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に入れること。
  - イ 変流器の2次側配線は、次の(ア)から(ウ)までによること。
    - (ア) 配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設けること。
    - (イ) 配線こう長をできる限り短くすること。
    - (ウ) 大電流回路からはできるだけ離隔すること。
  - ウ その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じること。
- (2) 変流器の定格電流の選定は次によること。
- ア 変流器を警戒電路に設ける場合は、当該警戒電路における負荷電流（せん頭負荷電流を除く。）の総和として最大負荷電流値以上とすること。
  - イ 変流器をB種接地線に設ける場合は、当該警戒電路の定格電圧の数値の20パーセントに相当する数値以上の電流値とすること。
- (3) 変流器を屋外の電路に設ける場合は、屋外型のものを設けること。ただし、防水上有効な措置を講じた場合は、屋内型のものを設けることができる。
- (4) 受信機及び変流器が互換性型のものには、受信機の銘板に表示された型式の変流器と組み合わせて設けること。
- (5) 受信機及び変流器が非互換性型のものにあつては、同じもの（同一製造番号）と組み合わせて設けること。
- (6) 変流器又は受信機の定格電圧が60ボルトを超える変流器又は受信機の金属ケースには、接地を施すこと。ただし、乾燥している場所等に設ける場合は、この限りではない。

#### 4 検出漏洩電流設定値

規則第24条の3第3項第4号に規定する検出漏洩電流設定値は、警戒電路の負荷、使用電線、電線こう長等を考慮し、警戒電路に設けるものは、100ミリアンペアから400ミリアンペア（B種接地線に設けるものは、400ミリアンペアから800ミリアンペア）を標準として誤報が生じない範囲内に設定すること。

#### 5 操作電源及び配線

電気工作物に係わる法令の規定によるほか、次によること。

- (1) 操作電源は電流制限器（電流制限器を設けていない場合は主開閉器）の一次側から専用回路として分岐し、その専用回路には、開閉器（定格15アンペアのヒューズ付開閉器又は定格20アンペア以下の配線用遮断器に限る。）を設けること。
- (2) 漏電火災警報器の専用回路に設ける開閉器には、漏電火災警報器の電源である旨を赤色で表示をすること。
- (3) 配線が壁体等を貫通する場合は、がい管等の防護措置を施すこと。

#### 6 変流器の設置位置

規則第24条の3第3項第2号の規定によること。